

18 資電部第37号
平成18年3月31日

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

電気の取引又は証明に係る遠隔検針及び時間帯別契約における計量値表示の取り扱いについて

沿革 平成24年6月21日24資電部第14号による改正
平成28年3月31日2016資電部第9号による改正

電気の取引又は証明に係る遠隔検針（電気計器（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第11号から第13号に規定する最大需要電力計、電力量計、無効電力量計をいう。以下同じ。）から離れた場所において、当該電気計器の出力機構から送信される電文情報又は発信装置から送信される需要家パルス（当該電気計器において電力量に比例して発生する電气的パルスをいう。）を用いて、当該電気計器による計量値を確認することをいう。以下同じ。）については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 遠隔検針の取り扱い

電気計器の使用者が、直接当該電気計器の表示機構により確認を行うことに替え、遠隔検針を行うこと及び遠隔検針によって確認された計量値を用いて電気に係る取引又は証明（以下「電気取引等」という。）を行うことは、計量法及び同法の関係法令により制限されるものではない。

ただし、計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項の規定により、電気取引等において、同項に規定する法定計量単位による計量を行うにあたっては、同法第2条第4号に規定する特定計量器であって、同法第16条第1項第2号のイ又はロに該当するもの（同法第72条第1項の検定証印又は同法第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）の有効期間を経過していないものに限る。）を使用しなければならない。

また、同法第10条の規定により、電気取引等における法定計量単位による計量をする者は、正確に電力量その他の物象の状態の量を計量するように努めなければならない。

なお、遠隔検針を含めた計量値の確認や、当該確認した結果（以下「計量結果」という。）の使用者又は契約の相手方への通知など、電気取引等及びそれに伴う諸手続においても、計量値及び計量結果の正確性が損なわれることのないよう注意することが必要であり、契

約内容・検針方法について使用者又は契約の相手方に十分な説明が行われ、合意することが求められる。

2. 時間帯別契約における計量値表示の取り扱い

電気の供給を行うにあたっては、電気の使用者の利益の保護の観点から、供給契約の内容に応じて適切であり、かつ正確な計量値を、使用者が容易に確認できることが望ましい。

したがって、時間帯別契約において遠隔検針を導入する場合においても、原則として、電気計器（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第12条に規定される分離することができる表示機構を有するものを含む。以下同じ。）であって、検定証印等が付されたもの（当該検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。以下「電気計器等」という。）を用いて、時間帯別ごとの計量値（以下「時間帯別計量値」という。）を表示することにより、電気の使用者が当該時間帯別計量値を正確かつ容易に確認できるよう配慮を行うことが望ましい。

ただし、時間帯別計量値の遠隔検針による確認結果を電気取引等に用いること、及び電気計器等による時間帯別計量値の表示は行わないことについて電気の使用者が予め了解している場合にあつては、当該遠隔検針を行う者が時間帯別計量値及びその計量結果の正確性の確保に十分配慮しており、かつ使用者に対して当該計量結果が適切に通知されるなど、電気計器等による時間帯別計量値の表示がなくとも使用者が当該結果を正確かつ容易に確認できる限りにおいて、電気計器等による時間帯別計量値の表示は要さないと考えられる。

3. 電気事業法との関係

電気事業法（昭和39年法律第170号）では、電気の使用者の利益の保護の観点から、主務大臣による一般送配電事業者及び特定送配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）に対する業務改善命令等の規定を設けており、一般送配電事業者等は、遠隔検針その他の電気の供給に伴う業務において計量値及び計量結果の正確性が損なわれないよう万全を期すとともに、約内容・検針方法についての電気の使用者との十分な情報共有、約内容に応じた適切な計量結果の電気の使用者への通知を遺漏なく行い、電気の使用者の利益の保護に努めることが求められる。

※需要家パルスを用いた遠隔検針の取り扱いについて（1. 及び2. 関連）

1. 及び2. に該当するものとしての需要家パルスを用いた遠隔検針の取り扱い上の要求事項は、次の通り。

（1）需要家パルスを発信する電気計器

（ア）次のいずれかに該当すること。

- － 需要家パルスの発信装置を含め、日本電気計器検定所又は指定検定機関が行う型式の承認（以下「型式承認」という。）を受けること。

ー 既に型式承認を取得している電気計器とパルスの種別及び発信装置並びに製造事業者が同一である電気計器の需要家パルスの発信装置について、型式承認試験の試験項目の確認を受け、当該電気計器の型式の軽微変更を行うこと。

(イ) 需要家パルスの発信装置の機能に影響を与える部分が、データ改ざん等による不正が容易に行われないように封印がされているものであること。例えば、はがせば痕が残るようなシール等の方法により、不正を確認できる方法でもよい。

(2) 需要家パルスを受信する機器（受信機器）

次のいずれにも該当することを契約の当事者双方が合意した方法で確認すること。

① 受信機器に取引又は証明に使用しない表示がある場合は、当該表示について取引又は証明用以外であることが容易に確認できるよう配慮されていること。

② 受信機器は、電気取引等を行うために十分な最小表示単位（桁数）を有すること

③ 次の事項の確保に十分配慮されていること。

ー 電気計器の全日計量値と受信機器の時間帯別計量値の合算値の一致

ー 電気計器の最大需要電力値と受信機器の最大需要電力値の一致

ー 電気計器の日時と受信機器の日時の一致

ー 電気計器の計量値と受信機器の数値の一致について、契約毎に定期的に確認し、かつ、記録の保存がなされること

④ 乗率をかけて表示することができる表示機構は、電気計器本体の銘板上に表記された乗率が設定されていること。

⑤ 受信機器他は、重要な機構に容易に触れない構造であり、データ改ざん等による不正が容易に行われなくなっていること。例えば、はがせば痕が残るようなシール等の方法により、不正を確認できる方法でもよい。

⑥ 受信機器が変成器2次側から電源の供給を受ける構造のものは、変成器の使用負担の範囲であること。

(3) その他

需要家パルスを送信する電気計器の計量値と需要家パルスを受信する機器の数値に相違が生じた場合には、需要家パルスを送信する電気計器の計量値を用いること。

以上